

能登半島地震被災者のための専門家チームによる 第2回説明・相談会

2024年6月22日(土)

6月23日(日) (現地調査相談も実施)

報 告 集

6月22日(土)

主 催： 近畿災害対策まちづくり支援機構

協力団体： 被災地NGO協働センター

会 場： (金ヶ崎分館)体育館

6月23日(日)

共 催： 能登町、金沢弁護士会、近畿災害対策まちづくり支援機構

協力団体： 能登復興建築人会議

会 場： 能登町役場2階大集会場

この支援活動は、社会福祉法人中央共同募金会「災害ボランティア・NPO活動サポート募金
(ボラサポ 令和6年能登半島地震)」の助成を受けています。

第2回説明・相談会報告集

被災者の方々のお一人おひとりによりそって、専門家チームがお答えします。

被災地の地元の行政、専門家士業団体、ボランティア団体等との連携・調整の上、被災者の方々の支援を目指します。

説明会 2024年6月22日(土) 午後1時～

相談会冒頭、長谷部信一弁護士(兵庫県)から被災建物の損壊の程度と罹災証明書の交付、再調査の申請等、被災者生活再建支援金、公費解体、特例融資等の助成制度の基本的事項について、被災者の方に説明

参加者 7名

相談会 2024年6月22日(土) 午後1時30分～午後4時30分
会場 田鶴浜地区コミュニティセンター(金ヶ崎分館) 体育館

協力団体 被災地NGO協働センター

個別相談 2024年6月23日(日) 午前11時～ 15時00分
支援制度等の説明 午後11時～ 11時15分
午後1時30分～ 1時45分

上記同様、中山泰誠弁護士(兵庫県)から被災者への説明

参加者 39名(午前、午後を通して)
現地確認相談を実施(能登復興建築人会議)

会場 能登町役場2階大集会場
主催 能登町、金沢弁護士会、近畿災害対策まちづくり支援機構
協力 能登復興建築人会議

6月22日開催分の相談の概要

整理番号	相談の骨子	回答・助言等
1	<p>仮設が2年なのが心配、延長して欲しい 80才を過ぎていて自宅再建は考えられない、昭和に建てた納屋を改修して住むか悩んでいる</p> <p>土地は地盤沈下</p> <p>自分の家のところだけ浸水、中規模半壊、徐々に歪んできている 被害認定の再調査をしても変わらないと言われた。</p>	<p>仮設は期間延長される。 中規模半壊で解体したら、みなし全壊となり、前回の場合の助成、支援を受けられる 生活再建支援金等、説明 納屋を改修するにしても、住居の基礎、床下とは異なる被害状況を、よく確認してもらって、慎重に判断をすることが望ましい</p> <p>(相談対応者: 弁護士、技術士、行政書士、司法書士)</p>
2	<p>義父と最初は同居していたが、その後、義父は近所の空き家で暮らすようになった</p> <p>生活環境が悪く、健康上の心配もあり、家族との同居を説得したいが応じない</p>	<p>家族の説得が難しければ、義父が気軽に生活できる親しい仲間、友人、幼馴染を探して、協力者を見つける方法を試みてはどうか 社会福祉協議会への相談もどうか 一人で決して悩まないように助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、行政書士、建築士、司法書士)</p>
3	<p>不動産の権利関係の調査を要するが、権利証を紛失しているのでよく分からない</p> <p>もとの住所に住民票を残しているが、仮設団地に入っているので、住民票を移転すべきか</p> <p>自宅について全壊の罹災証明、公費解体に、権利証を紛失していることが影響あるか</p> <p>地区に3つの仮設がある 行政からの情報がこない 集会室がない、自治会は作ろうとしている 公費解体の進捗状況が分からない 相続登記は地元の司法書士に依頼している</p>	<p>自宅全壊であれば、公費解体ができ、権利証の紛失は関係ない</p> <p>災害公営住宅の情報がいずれあると思うが、注視すること(秋頃からか)</p> <p>住民票の変更の必要は、現状ではないと思われる</p> <p>(相談対応者: 弁護士、税理士、技術士、司法書士)</p>
4	<p>家が2軒あり、同じ家族構成で罹災証明を出した それぞれの家で支援制度が受けられるか</p> <p>近接地にガケ崩れがあり、避難指示が出ている その間に建物改修工事に着手してもよいのか</p>	<p>2軒の家に現実に別々の構成員が現に住んでいれば、その事実を説明・証明して支援制度を受けられるように行政に相談すること</p> <p>改修工事の発注前に行政と協議して、改修に必要な手続(建築基準法上等)を相談すること</p> <p>(相談対応者: 弁護士、税理士、建築士)</p>

5	<p>仮設住宅に入居中だが、2年後の期間経過後が不安</p> <p>現在公費解体待ちであるが、先に一部解体できるか</p> <p>家は半壊、りく回りは残して解体したいのだがどうか</p>	<p>原則として、家屋の一部を残しての公費解体は難しいが、例外的に一部残せるか、市と相談すること</p> <p>現状の説明では、一部残して解体することが、今後の生活の見通しとして、ベストな選択かは慎重に考える必要がある、市と相談すること</p> <p>公費解体と支援制度の説明 資料を説明して、資料交付</p> <p>(相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士)</p>
6	<p>借地として貸していた土地上に借地人が建てた建物があり、空家になっていたので相談者が使用していた</p> <p>全壊したが、公費解体できるか</p>	<p>借地人は既になくなっていくとのこと</p> <p>公費解体をしたい建物は、一応借地人の相続人に所有権があることになる</p> <p>本来は、公費解体は、所有者(相続人も)の同意書が必要だが、建物滅失登記がされる場合、所有者の同意がなくても公費解体できる</p> <p>近時の制度取扱いの変更を説明</p> <p>(相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、技術士、不動産鑑定士)</p>
7	<p>河川改修で更地にして立ち退く予定だった作業場が全壊、母屋は二次調査中</p> <p>仮設申し込みに影響はあるか</p>	<p>収用と公費解体は別制度であるため、公費解体の余地あり</p> <p>一部収用の補償金を受け取っているため、建物を解体する費用に公費を使っていいかは、行政に問い合わせをするよう助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、行政書士、建築士、司法書士)</p>

整理 番号	相談の骨子	回答・助言等
8	<p>準半壊の認定、二次調査済 基礎のひび割れ、歪みあり 床の傾きもあり 扉の開閉が困難 50年前の建築、増築部分は昭和55年築</p>	<p>隣家立会いの上、基礎の補強 補強で対策可能でないか、具体的な方法は、工事業者とよく相談すること</p> <p>(相談対応者: 弁護士、技術士、建築士)</p>
9	<p>床下の構造、クラックの工事を業者と契約締結したが、きちんと工事をしてもらえるか心配</p>	<p>クーリングオフ制度を説明、クーリングオフ申出の対策を説明するメモを交付</p> <p>(相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、建築士)</p>
10	<p>町がさびれる、生き残れる町としたい 今後のまちづくりをどうしたらよいか</p> <p>行政の応接が欲しい 地元の産業の復興が大切 相談者は、ゆず等の生産農家である 復興の核となる施設を作って欲しいと思っている</p>	<p>すまいの復興の助成の概要を説明 農業等なりわい復興のための助成制度を説明 また近接地(農政局?)の、開発地が損壊して相談者の農地も含めた復旧工事をしてもらえるよう相談することを助言</p> <p>まちづくりの懸念については、復興整備事業の適用は現在検討中と思われ、いずれ公表があると思われるが、近隣の住民の皆さんと、住民の希望等をよく話し合う会合をもつようすることを助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、建築士)</p>
11	<p>準半壊の判定不服 2回目の再調査中申請も変わらず、3回目も申請できるか</p> <p>隣の石垣が崩れていて心配 更に上方に全壊の家がある、崩れてきたらどうなるか</p> <p>家は解体するが、周囲のブロックが残るのが怖い 仮設2年後に町営住宅へ入れたらいいがどうなるか</p>	<p>3回目の調査、今でも申請可 隣の空き地が崩れそうな状態、写真を見せてもらった 写真を撮る時は、高さの分かる(つまり危険度が分かる)ように撮ること 動画撮影が分かりやすいこと等、危険度を伝えやすい方法を助言 現地を見た方がよいとして、現地相談の対応</p> <p>(相談対応者: 弁護士、建築士)</p>

12	<p>修理した瓦から水漏れはしないか</p> <p>契約上の不備があるのでは業者が不安</p>	<p>水漏れはしないと思われるが、水漏れがあった場合に備えて、無料保証をしてもらったらどうか</p> <p>修理場所、補償の仕様書を見た限り、契約上の内容に不備がある</p> <p>クーリングオフも可能</p> <p>金沢弁護士会へADRの申立をするよう助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、不動産鑑定士、建築士)</p>
13	<p>義理のおばが、店舗、住宅としている家屋 二次調査で半壊</p> <p>同じ家に住民票のある弟(震災前から他市で入院生活) 弟の罹災証明書が必要か</p>	<p>半壊であるから公費解体をするのであれば、みなし全壊となること</p> <p>仮設支援金、リバースモーゲージ等の支援が受けられること等を説明</p> <p>思い出ある建物なので解体に躊躇している由</p> <p>現地で専門家に見てもらって解体がいいか、話を聞くことになった</p> <p>(相談対応者: 弁護士、建築士、司法書士、不動産鑑定士)</p>
14	<p>相撲大会の収益で作られた私の親の功績で、それを称える碑が損壊</p> <p>隣地へ落下、隣地は長く空家状態</p> <p>管理は区で行ってきた</p> <p>私が建てた物なので、私が倒れた碑の撤去処理をする必要があるか</p>	<p>部落で毎年総会が開催され、部落の独自の財産として管理されている</p> <p>部落が団体としての実体があり、建築場所が神社境内等の事情下で、部落に所属すると見ることができる</p> <p>地震よっての倒壊であり、不可抗力による落下といえ、管理責任等は問われたいと思われる</p> <p>復興方法は種々検討を要する</p> <p>歴史的価値の高いものとして、伝承することも考えてみては</p> <p>そのようなスタンスで、部落の人々の理解を得るよう助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士 2 名、税理士、建築士)</p>

15	<p>①合併槽、浄化槽が壊れて6ヶ月使えない早く直してもらえないか</p> <p>② 1筆の土地に3軒の家がある、1軒を残し、他は解体しても、土地の税金は増えないか</p> <p>③ 別の1筆の所有地は、複数の建物がある、半壊の納屋(トイレなし)を残し解体する家があるが、全て解体する場合と一部残す場合で、税金はどうなるか</p> <p>④ 別の住宅、他人に80万円程度で贈与、贈与税は不要か</p> <p>⑤ 解体で支給された支援金は例外で、住宅の新築をするために使用できるか</p>	<p>② 税金は上がるが全て解体するよりも押さえられると思われる 解体しても、当分の間は建物が存在しているものとして取り扱われる。</p> <p>③ トイレのない場合は、住宅の減税は受けられなくなると思われる 60才以上のリバースモーゲージ利用の可能性を検討するよう助言</p> <p>④ 不要と思われる</p> <p>⑤ 可能である 支援金の使途は特に制限されていない</p> <p>(相談対応者:弁護士2名、税理士、建築士、司法書士)</p>
16	<p>半壊で、公費解体申請済 現在仮設生活中、大人3人でみなし全壊を予定し、先に家を購入して支援金(加算金も)の支給を受けることができるか</p>	<p>可 同時に申請することになるので、必要な書類については、役所に問い合わせることを助言</p> <p>(相談対応者:弁護士)</p>
17	<p>家屋の公費解体をしたいが、相続人多数で所在不明</p>	<p>戸籍、除籍等取り寄せて附票から相続人の住所を特定し、公費解体の同意をもらうことが本来必要</p> <p>素人では大変なので、司法書士に依頼するのがベター 公費解体申請期限までに申請だけはすることも可</p> <p>(相談対応者:弁護士、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士)</p>

18	<p>住宅店舗建物が地震で損壊 住居については、準半壊 店舗は一部損壊となっている 裏山のガケ崩れの恐れで、長期避難となり、 営業ができない 居酒屋をしている営業について、県から補償 の助成が得られないか</p> <p>コロナの際の借入が 220 万円あるが、返済を 2 年猶予してもらった 今後どうすればよいか</p>	<p>補償については、天災であり、避難要請されている としても、県が補償ということにならない</p> <p>なりわい再建支援は、復興するための支援 営業補償ではなく、現時点では有効適切な支援制 度ではないと思われる</p> <p>コロナの借入金の減免については被災者ローン減 免制度を利用するため、金沢弁護士会で相談される よう助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、司法書士、不動産鑑定士)</p>
19	<p>仮設住宅に入居の予定だが、家族の一部が 現在の家に住んでいても大丈夫か</p> <p>公費解体されるまでは住んでよいか</p> <p>時間がかかるなら一部手直しをしてもよいか</p> <p>母が住み続けているがどうすればよいか</p>	<p>まず建物の危険性を見極めることが重要 地盤の亀裂はどうか、がけ地の損壊の状態はど うか、これらを専門家に危険性を判断してもら う必要があること</p> <p>相談の場では、写真によっては直ちに建物に損 壊の危険が差し迫っているとは感じられない との助言をした</p> <p>但し、地盤の亀裂は地震直後より広がっている ように見え、建物も傾いているとのことであ ったので、土砂災害の危険も踏まえ、現在 住み続けている母を説得することも考 えるべきと助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、税理士、司法書士、建築士)</p>
20	<p>浄化槽(町が設置)が壊れ、トイレが 使えない なかなか修復してくれない</p>	<p>町の財産であり、取り壊し時期等は町の裁 量</p> <p>現状の不便を写真等も示して、周辺の浄 化槽共々、修理は公共性があることを理 由に働きかけるのがよいと助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士、税理士、建築士)</p>
21	<p>実家が半壊、解体したい</p> <p>父の前妻の子もあり、兄弟も行方不明 失踪宣告は通らなかつた どうすればよいか</p>	<p>公費解体、撤去に関する申請 所有者不明管理制度の利用を説明 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応 全壊の場合の登記上の滅失建物の扱いを 説明したが、本件は対象外か</p> <p>相続人の調査をするについての説明 不在者については不在者財産管理人制 度を説明</p> <p>(相談対応者: 弁護士、不動産鑑定士、建築士)</p>

22	耐震補助制度を利用したい 一部損壊だが、利用できるか	制度の利用はできる 簡易耐震診断から、一般耐震診断を受けて、耐震補強工事の設計書を作成してもらい、工事をする と150万円の補助の余地がある (相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士)
23	一部損壊だが、三次調査申請中 写真はあるが、現地調査を希望 海側に地盤が沈みこんでいる	地盤の沈みこみについては、平行する2片と直交する地割れがあれば全壊とするのが一般の取扱いであることを説明 また液状化が発生しているかどうか、再調査の問題点 現地を見て、更に相談に対応 … 現地調査を実施した (相談対応者: 建築士、弁護士、土地家屋調査士)
24	公費解体するか、住宅を補修するか悩んでいる 半壊の認定 一部の解体の可否はどうか	独立性のある建物(母屋)については、公費解体申請を試みる 損傷している建物(2階建 80mm沈下)については、補償金が出るか、町に申請してみる 、 3棟の建物があり、取り壊したい建物、補償して欲しい建物、そのまま使いたい建物がある 町に対して個別に判定してもらえるか打診をすること (相談対応者: 弁護士、不動産鑑定士、建築士2名)
25	準半壊、瓦屋根が相当落下 津波が床下まできた 応急修理で修理したいが、申請期間内の申請が必要か どの業者に転んでも年内無理と言われ、見積書してもらえない ボイラーについて、34万円支払い済 訪問業者も来ている	応急修理の申請は、修理支払い前に行う必要がある 申請をしても、認められる可能性が低い ボイラー以外の箇所の申請を検討してはどうか (相談対応者: 弁護士、税理士、建築士、司法書士)

26	<p>準半壊、二次調査まで済</p> <p>6/3の全壊で更に酷くなっている 液状化もある 判定が変わらなければどうすればよいか</p> <p>写真はあり</p>	<p>この状態をどう直したらよいかの判断は現地確認して行う 現地調査を実施</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士2名、土地家屋調査士)</p>
27	<p>① 床下がスライドする工法 少しお金をかけてでも補強したい</p> <p>② 所有土地(斜面)、ガケ(3~4m)がある 水が流れてくる 土砂災害危険区域に指定されている</p> <p>③ 山の一角の土地を無償で人にあげた もらった人は家を建てて、家の裏の木が大きくなると、枝を切ってもらうことになっている</p>	<p>① 下を固めると全体の強度も必要になるので、大規模な改修になる 半端なことをするなら止めた方がよい、まずは耐震診断を受けてみる</p> <p>② 水を早く抜くことが必要 自費になるが、側溝のそうじ等、水はけがよくなるようにする</p> <p>③ 境界から出てきた枝や葉は切らなければならない 現時点で権利関係、約束事項を書面化して残すことを助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、建築士)</p>
28	<p>準半壊、隣の家屋根が接触したようで、隣家の壁にひびがある 賠償しないといけないうか</p> <p>家の名義が、おじいさんのまま処分をする時、誰の印鑑が必要か</p>	<p>今回の地震を原因とする屋根等の損壊は、不可抗力といえる 但し、現状を放置して、更に地震で損壊が生じた場合は、事情によって賠償責任の余地あり 相続が発生しておれば全相続人の押印が必要</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士)</p>
29	<p>中規模半壊、トイレが壊れたが直した 家を売却することが決まっている、契約は未了 トイレの修理費用、応急修理費もらえるか アパート入居の補助はあるか みなし仮設の申請の期限があるか</p>	<p>応急修理を申請し、その支援を受けた場合、仮設入居できないことに注意</p> <p>みなし仮設の申込み期限 特に終期ない 順次募集あり 能登町民でも他市のみなし仮設申請可</p> <p>(相談対応者:弁護士、土地家屋調査士)</p>
30	<p>公費解体で取り壊し済</p> <p>77才であるので借入が難しいが、家を建て替えたい 支援の制度はどうか</p>	<p>みなし全壊のケース(半壊で解体済) 被災者生活再建支援金を説明 住宅資金のリバースモーゲージを説明 自治体によって、他に支援金がある場合があるので、自治体に問い合わせをするよう助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、税理士、建築士)</p>

31	<p>お寺と家の被害について、再建するのに、登記は、法人か個人か補助の可否はどうか</p>	<p>もともと本堂と庫裡は別々に宗教法人名義で登記されていた 地震により共に全壊 土地は、宗教法人名義、住職の住宅を再建し、一部を本堂、集会所として使えるスペースを設けたいとのこと 一般的なお寺の建物の表題部の登記(建物の種類)、個人の住宅登記の表示について説明</p> <p>個人名義で登記する場合、生活再建支援金の対象となる</p> <p>住宅部分と寺のために使う公的な部分の割合で共有登記もあり、但し総代会が共有を嫌がることもあり、よく相談すること</p> <p>(相談対応者:弁護士 2 名、税理士、司法書士、不動産鑑定士、建築士)</p>
32	<p>土手、山の土砂崩れが不安 近くなので現地確認希望</p>	<p>技術士が現地確認に同行</p> <p>(相談対応者:技術士)</p>
33	<p>全壊 家を建て替えようと思っているが、周囲も全壊が多い 地盤も問題あるか懸念している</p>	<p>自宅は取り壊し待ち しかし地盤が非常にゆるい 再築にも地盤沈下が心配とのことであり、地盤調査を行う必要があること その上で、土壌改善、くい打ち等を要する費用について、リバースモーゲージの利用を助言</p> <p>(相談対応者:弁護士 2 名、税理士、兼t櫛 2 名)</p>
34	<p>公費解体申請 半壊 相続人多数で、連絡困難 どこまで同意の取り付けが必要か、大半は賛成しているが</p>	<p>一応同意書の取り付けは必要</p> <p>(相談対応者:弁護士、)</p>
35	<p>なりわい助成再建を使いたい 有限会社だが可能か げけ崩れで、道が(村道)がふさがっている 農林省に言って、少し土砂を除去してくれたが、人も通れない、田に木が倒れ、田植えができない ボランティア入れない</p>	<p>建物の取り壊しは、原則公費解体だが、なりわい助成の利用の可否は、行政に確認が必要と助言</p> <p>林道を直してもらえるよう、更に行政に相談、ボランティアにも相談すること助言</p> <p>(相談対応者:弁護士 2 名、不動産鑑定士、建築士)</p>

36	<p>土砂が崩れて、境界が分からない 危険区域に指定されている</p> <p>道路が曲がり、後方の境界杭も移動している状態</p>	<p>まず道路の改修がされると思われ、それから官民境界の確認作業に入ることになると思われる 地盤測量図等、手掛かりがあれば復元できる</p> <p>(相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士)</p>
37	<p>自宅全壊認定(津波被害あり)</p> <p>母と妻の3人の生活、現在仮設で生活 家の修理に見積りで1,200万円程かかると言われている 支援はどの位受けられるのか</p>	<p>修理を行った場合は、後に公費解体は不可と説明 公費解体の期限、一応8/30を説明</p> <p>修理の場合、生活再建支援金等200万円～300万円見込まれる 不足分をリバースモーゲージの利用を説明</p> <p>(相談対応者: 弁護士2名、司法書士、不動産鑑定士)</p>
38	<p>車庫－母屋－廊下－納屋が連棟になっている 車庫と納屋(全壊)を解体しても母屋は大丈夫か 前の擁壁が壊れているが大丈夫か</p>	<p>現地を見て(相談開始中、現地移動)車庫、納屋を壊しても母屋に影響ないことを確認</p> <p>前の擁壁まで距離があるので、30度まで積んでおけば母屋は大丈夫 簡易診断も勧めた</p> <p>(相談対応者: 弁護士、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士)</p>
39	<p>① 半壊、直すことにしたが傾いている 住んでよいか、現地を見てもらいたい 専門家とつながる手立てを知りたい</p> <p>② 1人暮らし、相続人が甥、姪になる可能性がある 事前にどうすればよいか</p>	<p>① 相談会終了直前、建築士が相談者に同行して、 現地を見に行くことにした 傾きを図る無料アプリ利用</p> <p>② 事前に寄付する方法や放置しておく方法や甥 や姪に対し、万が一のことがあった場合の相続放棄 の方法があることを助言</p> <p>(相談対応者: 弁護士2名、建築士、不動産鑑定士)</p>
40	<p>祖父名義の土地建物 建物は公費解体申請中、土地についての夫 の弟と夫と私との子供(3人)が相続人になる 弟に土地の名義移転するにはどうすればよいか</p> <p>私の自宅も半壊だが、危険で住めない 公費解体申請 滅失登記はどうする</p>	<p>弟に相続による登記名義を引きとってもらうよう協議 する 滅失登記は、職権でなされること説明</p> <p>現状の制度を説明</p> <p>(相談対応者: 弁護士2名、税理士、土地家屋調査士、 建築士、司法書士)</p>

41	<p>妻の父名義、父の面倒見たら贈与してもらったことになっていた</p>	<p>負担付贈与等について説明</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士)</p>
42	<p>自宅兼店舗が損壊したが、準半壊の認定</p> <p>二次調査で変更なし</p> <p>一部だけ解体したが、解体費用について支援は受けられるか</p> <p>コロナ貸付金残 300 万円ある、どうすればよいか</p>	<p>準半壊の場合、公費解体の対象とはならない</p> <p>半壊の認定とならないか、建築士に現地を見てもらうよう案内</p> <p>被災者ローン減免の利用の可否を含めて、金沢弁護士会に相談することを勧めた</p> <p>(相談対応者:弁護士 2 名、司法書士、不動産鑑定士)</p>
43	<p>自宅の母屋、一部損壊</p> <p>土蔵が半壊</p> <p>母屋について、二次申請中</p> <p>自宅を補修し、土蔵を解体し居宅に居住したい</p> <p>自宅の安全性の確保や、土蔵の解体方法について相談したい</p>	<p>まず、二次申請の結果を待ち、罹災証明書を取得するよう助言</p> <p>自宅の耐震診断、補強方法について、建築士に現地を見てもらうこととした</p> <p>(相談対応者:税理士、弁護士、建築士)</p>
44	<p>一部損壊</p> <p>二次調査を申請したが、やはり一部損壊</p> <p>二次調査は、ジャッキで上げている工事中に調査員が来た</p> <p>納得できない</p>	<p>一部損壊について点数表の開示を求めるよう助言</p> <p>もし不可となれば、個人情報の開示請求という方法がある</p> <p>既に修理をしているとのことなので、結論が変更される可能性は低いかも知れない</p> <p>(相談対応者:弁護士、)</p>
45	<p>隣の家が、こちらに倒れかかっている</p> <p>解体申請をしてもなかなか解体されない</p> <p>墓石が倒れている</p>	<p>現状が相談者の家へ危険を及ぼしているならば、その点を強調して早期に解体してもらおうよう町へ要請することを助言</p> <p>電気の回線を切る必要があるということで、業者の手配ができず、遅れているとのこと</p> <p>そのような緊急性のある事情を、町に伝え、かつ電機の配線、工事担当の係と工事業者を教えてもらい、解体できるように、優先度を早めるように依頼をすることを助言</p> <p>他人の墓石が倒れそうとのことだが、絶対に勝手に取り壊したりしないことを助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、土地家屋調査士)</p>

46	<p>自宅が液状化の影響で住めない 修繕または再築のどちらがよいか 自宅は半壊</p>	<p>地盤改良には大変費用がかかる 盛土であることの影響 液状化の原因調査が必要 後日、現地調査すること</p> <p>別の日程を組み、建築士が再来訪することになった</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士)</p>
----	---	--

- 相談件数：2日間を通して、 46件
- 6月22日 7件
- 6月23日 39件
- 建物現地調査相談 5件
- 以上 合計51件

6月23日開催分の現地調査相談の概要

相談担当 能登復興建築人会議 所属建築士

整理番号	相談の骨子	回答・助言等
1	<p>増築部分が大きく、隙間ができた。 内部床の傾斜がひどく、柱の傾斜もあり、解体してしまった方がよいか、それとも修理できるか</p> <p>基礎に割れがある 被害程度は二次調査で準半壊 耐力壁は貫通</p>	<p>増築部分の傾斜が激しく、内部の床の傾きも激しい 建物の傾きを直すことは可能であるが、コストはかなりかかる 風呂、洗面、脱衣室以外は必要ないということなので、減築するのがよいと思われる 耐震工事も検討しているということなので、それは実施する方向で検討されたい まず、耐震診断をしてもらい、それから耐震設計となる 補助金の制度もあり、役場で相談するようすすめる</p>
2	<p>建物が傾斜している 半壊なので、解体してしまうか傾きを直して、補修できるか相談したい 基礎は無筋、割れがある、地割れ、瓦のズレがある</p>	<p>隣家の間が狭く、傾きが激しいので、解体した方がよいと思われる もう一棟の倉庫は、罹災証明二次調査待ちということなので、その結果で判断されればよいと思われる 解体しない場合は、屋根をやりかえ、耐震補強が必要となる みたところは、傾斜もなく、補強計画をしっかり考えれば、使用可能と思われる 屋根がひどかったようなので、やり替える時は瓦ではなく、軽い物で考えたら良いと思われる</p>
3	<p>倉庫は一部損壊で、罹災証明二次調査待ち 床に亀裂が入っている 柱が傾いている 半壊になれば、解体も考えるかなと思っている 住家損害は半壊 和室部分(玄関より左側)の損傷は、ひとりが生活するスペース(台所、リビング:寝室、風呂等)は使える状態にある 思い入れのある家であり、兄弟のためにも残しておきたい 普段使用することはない 仏壇があるので、その時だけ使用</p>	<p>二次調査の結果を見てから判断するのがよい</p> <p>和室部分は残すのであれば、修繕と補強が必要 見た目は気にしないということであり、とりあえず診断してみることを勧める 建物全体で床下ものぞいたところ、束石からズレていて基礎もない 内部に増やす壁と共に考える必要がある 見た目は気にしないのであれば、仕上げはお金がかからないように、補強はきちんとすること</p>

4	<p>罹災証明で、準半壊だったが6月3日の震度5の地震で、損傷個所が広がったような気がする</p> <p>今後も住み続けられるか心配している</p> <p>被害状況の確認と住家被害認定についての助言が欲しい</p> <p>基礎は布基礎</p> <p>耐力壁は筋交</p> <p>柱が傾斜</p> <p>内壁にヒビ</p> <p>床に隙間、基礎の割れ</p> <p>瓦のズレ、不同沈下あり</p> <p>地割れあり</p>	<p>調査において、地割れが敷地の南北にあることを確認した</p> <p>北側は水路に面する基礎に、段差、クラックが認められ、南側は道路と側溝に隙間が生じている</p> <p>家屋の下の状況確認のため、床下を確認したところ、居間床下に地割れ、玄関土間モルタルにクラック確認</p> <p>以上の調査により、地割れは建物の南北を貫通していることが推測できる(平面図、写真等は個人情報保護の見地から当報告では省略)</p>
5	<p>築56年</p> <p>罹災証明、一部損壊</p> <p>木造家屋、布基礎</p> <p>耐力壁、筋交</p> <p>柱が傾斜、内壁ヒビ、外壁ヒビ</p> <p>基礎が割れている</p> <p>建物の移動、瓦のズレ</p> <p>不同沈下、地割れ</p> <p>罹災証明の一部損壊は、現実の被害を表していないと感じている</p> <p>住家被害認定についての助言が欲しい</p>	<p>調査において、地割れが敷地の南北にあることを確認した</p> <p>北側は敷地(空地)に明確に認識できる地割れがあり、南側は犬走りにはクラックが存在している</p> <p>家屋の下の状況確認のため、床下を確認したところ、仏間床下に地割れ、台所床下収納において、土間モルタルにクラックを確認</p> <p>以上の調査により、地割れは建物の南北を貫通していることが推測できる</p>

□ 相談対応者： 近畿災害対策まちづくり支援機構所属

- 6月22日、23日両日参加
石神 健吾(司法書士)、上村 雅一(建築士)、梅崎 文彦(司法書士)、大星 勝紀(弁護士)、大野 秀明(税理士)、小島 和彦(技術士)、河瀬 真(弁護士)、木本 暁信(司法書士)、後藤 直子(建築士)、桜井 美津男(不動産鑑定士)、谷岡 拓(建築士)、津久井 進(弁護士)、中山 泰誠(弁護士)、長谷部 信一(弁護士)、橋本 恭典(税理士)、島本 一幸(土地家屋調査士)、長谷川 豊文(不動産鑑定士)、尾藤 寛(弁護士)、森川 憲二(弁護士)、若杉 和宏(不動産鑑定士)、森川 勝仁(技術士)、吉田 文男(建築士)、山本 剛(土地家屋調査士)
- 6月22日のみ参加
山本 千恵(行政書士)、具本 本輝(行政書士)
- 6月23日のみ参加
中川 勘太(兵庫県弁護士会会長)、三宅 勇氣(同副会長)、溝内 有香(弁護士)

なお6月23日は、能登町と近畿災害まちづくり支援機構、金沢弁護士会の共催の相談会となり、更に石川県の能登復興建築人会議(建築士の団体)の協力参加がありました。

□ 相談対応者： 金沢弁護士会 (5名)

- 6月23日参加
高木 利定(金沢弁護士会会長)、沖野 陽平(同会副会長)、山岸 陽平、北島 正悟
山腰 茂広

□ 相談(現地調査含め)対応者： 能登復興建築人会議 (6名)

- 6月23日参加
水野 一郎(建築士 以下同)、林 正人、浦 淳、中村 賢一、辰己 千代子、高屋 利行

令和6年6月23日の説明・相談会の状況（能登町）



専門家チームによる説明・相談会(無料)

～能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪～

罹災証明の
判定に疑問
がある場合
はどうす
るの？

生活の再
建、仕事
の再生の
支援制度
は？

はなきのれど
体つで隣倒ら
解よに？がたる
費の合の物きな
公と場る建てう

税金の問
題はどう
なるの？

避難所、
仮設住宅で
の生活はこ
れからどう
なるの？

皆さんの「どうなるの？」
にお答えします

被災した
土地の境
界や評価
はどうな
るの？

住宅ローン
が支払えな
い場合はど
うするの？

高齢者。
障害者等
支援はど
うなる
の？

復興や今
後のまぢ
づくりは
どうなる
の？

中小事業
者や自営
業者はど
うなるの？

等々

□ 説明・相談会の開催

6月22日(土)

(最初 15 分支援制度概要の説明)

時間:午後1時30分～午後4時30分

会場:田鶴浜地区コミュニティセンター

(金ヶ崎分館)体育館 (予約は不要です)

□ 主催

近畿災害対策まちづくり支援機構

□ 協力団体

被災地 NGO 協働センター

近畿災害対策まちづくり支援機構

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫会

[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

相談会に関するお問合せ: 支援機構 (078-362-8700) 又は河瀬真 (090-6372-2787)

この相談活動は、赤い羽根共同募金のポラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。

専門家による無料個別相談会

罹災証明の
判定に疑問
がある場合
はどうする
の？

生活の再
建、仕事
の再生の
支援制度
は？

税金の問
題はどう
なるの？

公費解体はど
うなるの？
隣にできる
建物が倒れ
たらどうなるの？

仮設住宅での
生活はこれか
らどうなる
の？

皆さんの「どうなるの？」
にお答えします

被災した土地
の境界や評価
はどうなる
の？

住宅ローンが
支払えない場
合はどうする
の？

高齢者・障
害者等支援
はどうなる
の？

復興や今
後のまち
づくりは
どうなる
の？

中小事業
者や自営
業者の助
成はどう
なるの？

開催日時		開催場所
6月23日（日）		能登町役場 2階 大集会場
個別相談	11時00分～15時00分	
支援制度等の説明	①11時00分～11時15分頃 ②13時30分～13時45分頃	

- ・弁護士による支援制度等の説明会（15分程度）も併せて実施します。
- ・個別相談のみの参加も可です。予約の必要はありません。相談費用は無料です。

お気軽にお越しください。（受付は14時45分まで）

□ 共 催 能登町、金沢弁護士会、近畿災害対策まちづくり支援機構
協力：能登復興建築人会議

（幹事団体：日本建築家協会北陸支部石川地域会 石川県建築士事務所協会 石川県建築設計監理協会）

【近畿災害対策まちづくり支援機構】

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫会

[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会 本相談会に関するお問合せ：支援機構(078-362-8700)又は河瀬真(090-6372-2787)

この相談活動は、赤い羽根共同募金のポラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。